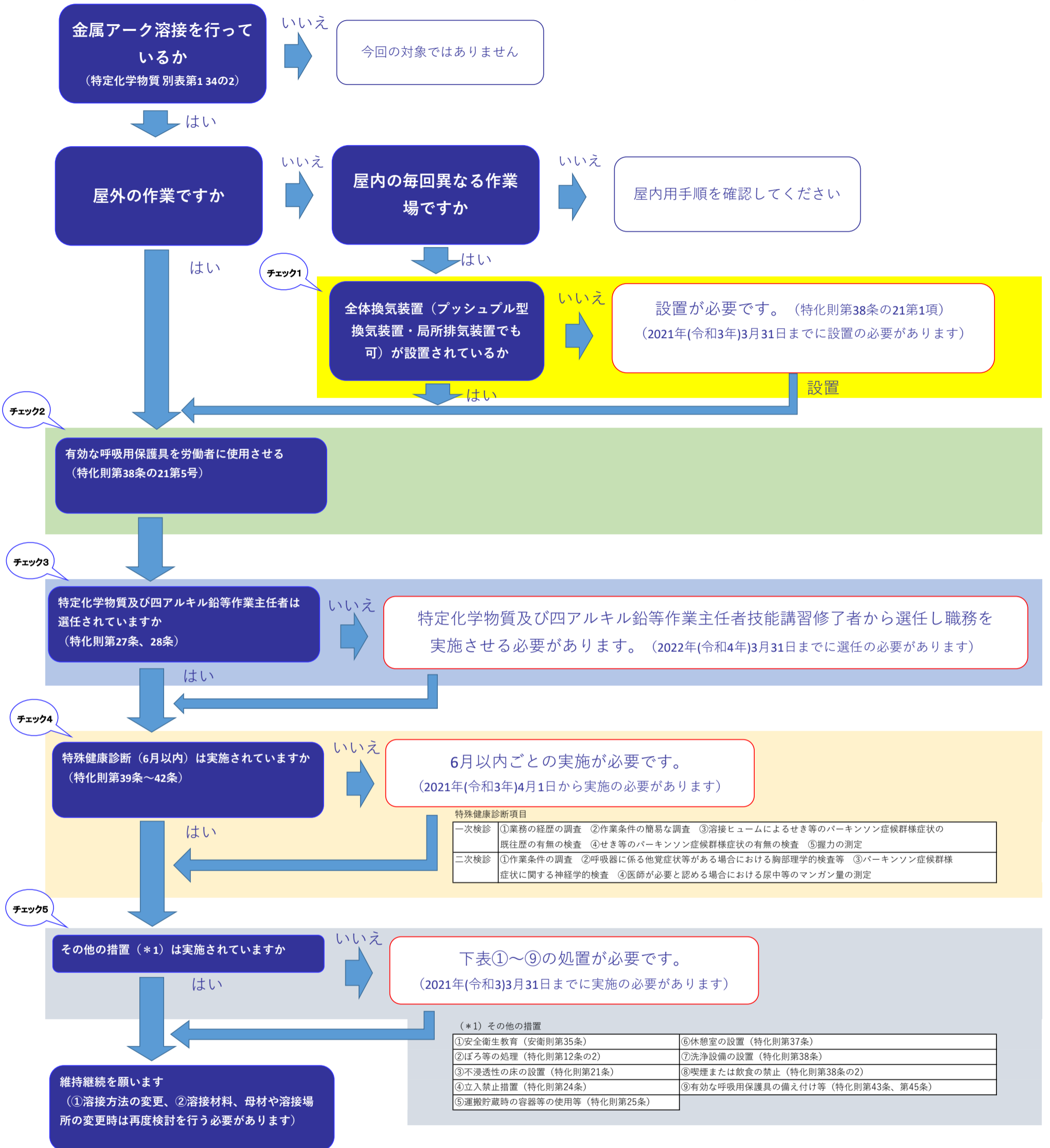


金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置義務付け確認シート

(屋外、屋内の毎回異なる作業場)



特殊健康診断項目

一次検診	①業務の経歴の調査 ②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき等のパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 ⑤握力の測定
二次検診	①作業条件の調査 ②呼吸器に係る他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガン量の測定

(*1) その他の措置

①安全衛生教育 (安衛則第35条)	⑥休憩室の設置 (特化則第37条)
②ばら等の処理 (特化則第12条の2)	⑦洗浄設備の設置 (特化則第38条)
③不浸透性の床の設置 (特化則第21条)	⑧喫煙または飲食の禁止 (特化則第38条の2)
④立入禁止措置 (特化則第24条)	⑨有効な呼吸用保護具の備え付け等 (特化則第43条、第45条)
⑤運搬貯蔵時の容器等の使用等 (特化則第25条)	

従来どおり、じん肺健康診断は実施する必要があります。